尖閣諸島をめぐる問題

~日本の領土編入から今日までの経緯~

かうち やすま 外交防衛委員会調査室 中内 康夫

はじめに

2010 年9月7日に発生した尖閣諸島周辺領海内での中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突事件の対応をめぐり、日中関係は緊迫した状況となった。日本側は「尖閣諸島が日本固有の領土であることは疑いがなく、現に有効に支配しており、他国との間に解決すべき領有権の問題は存在しない」との基本的立場を前提とした上で、中国漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕・勾留した。一方、中国側は、尖閣諸島は中国固有の領土であり、船長に対する日本の司法手続の履行は不法・無効であるとして、船長の即時釈放を要求し、船長な対抗措置を実施した。同月25日に船長が処分保留で釈放された後も、中国側は日本に謝罪と賠償を要求する声明を発表し、10月には中国国内で反日デモが続発するなど、日中関係は良好とは言えない状態が続いた。その後、横浜でのアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議に出席するため来日した胡錦濤国家主席と菅直人総理との間で、11月13日に事件発生後初の日中首脳会談が行われり、大局的観点から戦略的互恵関係を進展させていくことが確認されたが、本格的な関係修復につながるかは不透明である。

以上を踏まえ、本稿では、今回の日中対立の根幹にある尖閣諸島をめぐる問題について 論ずることとし、具体的には、同諸島の日本領有に至る経緯と現状、領有権に関する日中 双方の主張、米国の立場、同諸島をめぐる最近の動き等を紹介していきたい。

1. 尖閣諸島の位置

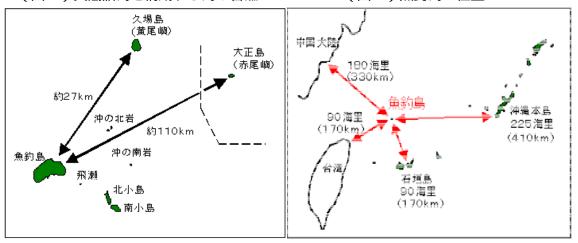
尖閣諸島は、東シナ海の南西部(石垣島等で構成される沖縄県八重山諸島の北方)にある島嶼群であり、魚釣島(うおつりじま)、北小島(きたこじま)、南小島(みなみこじま)、久場島(くばじま、別称「黄尾嶼(こうびしょ)」)、大正島(たいしょうじま、別称「赤尾嶼(せきびしょ)」)の5つの島と、沖の北岩(おきのきたいわ)、沖の南岩(おきのみなみいわ)、飛瀬(とびせ)の3つの岩礁で構成されている(図1参照)。なお、中国側は、魚釣島を「釣魚島」、尖閣諸島全体を「釣魚群島」、「釣魚島及びその付属島嶼」などと称している。また、台湾側は、魚釣島を「釣魚台」、尖閣諸島全体を「釣魚台」、尖閣諸島全体を「釣魚台」、尖閣諸島全体を「釣魚台列嶼」などと称している。

^{1 2010} 年 10 月 4 日 (日本時間では 5 日) にブリュッセルにおいて、また、同月 30 日にハノイにおいて、菅総理と中国の温家宝総理との間で懇談が行われたが、日中両国政府ともにこれらは正式な首脳会談ではないとしている。なお、10 月 29 日にハノイにおいて日中韓 3 か国による首脳会議が開催されている。

² 2010 年 10 月 14 日、外務省は、米インターネット検索大手グーグルの地図検索サービス「グーグルマップ」において、尖閣諸島と魚釣島に「釣魚群島」、「釣魚島」という中国側呼称が併記されていることについて、グーグル日本法人に中国側呼称を削除するよう申し入れた。また、前日には自由民主党からも同様の申入れが行われた。ただし、本稿執筆時において、中国側呼称は併記されたままで、削除は行われていない。

(図1) 尖閣諸島を構成する島と岩礁

(図2)魚釣島の位置



(出所)いずれも外務省ホームページ掲載の図を参考に筆者が一部加筆

一番大きい魚釣島(面積 3.82 km²) は、北緯 25 度 44 分、東経 123 度 28 分に位置し、沖縄本島から西へ 410 キロメートル、石垣島から北北西へ 170 キロメートル、台湾からは 170 キロメートル、 中国大陸からは 330 キロメートルの距離にある(図 2 参照)。

2. 尖閣諸島の日本による領有の経緯と現状

日本政府は、1885年以降、沖縄県当局等を通じて尖閣諸島の現地調査を行い、無人島であるだけでなく、清国を含むいずれの国の支配も及んでいない土地(無主地)であることを慎重に確認したとして、日清戦争の最中の1895年1月14日、現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土(沖縄県)に編入した。この行為について、日本政府は、「先占の法理」という国際法で認められた領有権取得の方法に合致するものであると説明している。。

1896 年に沖縄に郡制が施行されると、魚釣島と久場島は、まもなく八重山郡に編入され、北小島、南小島と共に国有地に指定された後、地番が設定された。同年9月、日本政府は、魚釣島、久場島、北小島及び南小島を30年間無料で実業家の古賀辰四郎氏(1856年~1918年)に貸与することとしが、無料貸与期間終了後は、1年契約の有料貸与に改めた。1932年には、同諸島を古賀善次氏(1893年~1978年、辰四郎氏の嗣子)に払い下げて、4島は同氏の私有地となった。古賀親子は、同諸島において、アホウドリの羽毛の採取、グアノ(海鳥糞)の採掘、鰹漁業、鰹節の製造等の事業を経営し、全盛期の1909年には248人(戸数99)の日本人が居住していた。しかし、1940年頃に古賀善次氏は尖閣諸島での事業か

³ 国際法上、国家が領土を取得する方式として、伝統的に、先占、添付、割譲、併合、征服、時効が認められてきた。これらのうち、先占とは、いずれの国家の支配も及んでいない地域(無主地)を、領有意思を持って実効的に占有することをいう。

⁴ 大正島は、1921年7月に国有地に指定され、国有地台帳に記載された。

⁵ 福岡県出身の古賀辰四郎氏は、1884年頃からこれらの島々で漁業などに従事し、1895年には日本政府に対して国有地借用願を提出していた。

⁶ 石垣市資料『尖閣列島の概要』による。

ら撤退し、居住していた人々も退去し、同諸島は再び無人島となった。

以上のような民間人による事業活動のほか、国の各機関や沖縄県によって資源調査、地 形調査等も行われるなど、尖閣諸島に対する日本の実効支配は、領土編入から第二次世界 大戦終了まで継続していた。

1945 年、第二次世界大戦での日本の敗戦を受けて、その後、尖閣諸島を含む北緯 30 度以南の南西諸島は米軍の直接管理下に置かれ⁸、サンフランシスコ平和条約に基づき 1952 年 4 月に日本が独立を回復した後も、同条約第 3 条により尖閣諸島を含む北緯 29 度以南の南西諸島は引き続き米国の施政下に置かれることとなった。

その後、1971 年 6 月に日米間で調印された沖縄返還協定に基づき、翌 72 年 5 月、沖縄の一部として尖閣諸島の施政権も日本に返還された。

現在、尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属し⁹、国有地である大正島を除く4島は、民間人(戦前に事業経営を行っていた古賀家からの島の譲受人等)が所有する私有地である。このうち、久場島については、国有地の大正島とともに、それぞれ「黄尾嶼射爆撃場」、「赤尾嶼射爆撃場」として米軍提供施設となっており¹⁰、日本政府は久場島を1972年5月の沖縄返還時から賃借している。また、魚釣島、北小島及び南小島については、2002年4月から、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理を目的として、日本政府が賃借し、直接管理を行っている。

なお、現在、尖閣諸島に人は住んでおらず、同諸島への上陸についても、日本政府は、原則として何人も認めない方針であるとしており、その理由としては、所有者の意向や、同諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の貸借の目的に照らしての判断であると説明している11。

3. 中国、台湾による領有権の主張

こうした日本による尖閣諸島の領有について、1970年代に入るまで公式に異議を唱える 国はなかった。

しかし、1968年、国連アジア極東経済委員会(ECAFE)によって、東シナ海域一帯の海洋調査が実施され、尖閣諸島周辺を含む同海域の海底には、石油・ガス田が存在する可能性が高いことが明らかとなり、同海域が注目を集めることになると、1970年後半以降、中国、台湾から、尖閣諸島は「古来の領土」であったとの主張が行われるようになった。

⁷ 当時の中心的事業であった鰹節の製造で採算が取れなくなったことや、船舶用燃料が配給制になり尖閣諸島への船舶の航行が困難になったことなどが理由と言われている。

⁸ 1946 年 1 月 29 日「連合軍最高司令部訓令 (SCAPIN)」第 677 号による。

⁹ 尖閣諸島の5島はいずれも地籍を有し、石垣市字登野城に属している。

¹⁰ 在沖縄米軍は、1950年代より、久場島及び大正島に射爆撃場を設置していたが、沖縄返還交渉の際の日米両 国政府間の了解に従い、沖縄返還後も、日米地位協定第2条1(a)に規定する施設・区域として、久場島及び 大正島は引き続き米軍提供施設となっている。

¹¹ 第 176 回国会衆議院予算委員会議録第 2 号 22~23 頁(平 22.10.12)。なお、石垣市から、地方税法に基づく 固定資産課税の評価を行うことなどを目的として、尖閣諸島に上陸し調査を行いたいとの要望が政府に対し て出されていることについて、国会で見解を質された福山内閣官房副長官は、「石垣市の要望については、尖 閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の賃借の目的を踏まえ、現在政府部内で検討を行っている」と答弁している(第 176 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 3 号 2 頁(平 22.10.26))。

そして、1971 年 6 月に台湾、12 月に中国が相次いで外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を主張する見解を公式に表明した¹²。

1971年6月の台湾(中華民国)の外交部声明では、尖閣諸島について、地理的位置、地質構造、歴史連携、台湾住民による長期にわたる継続的使用等の理由に基づき、台湾省に付属する中華民国の領土の一部であり、米国が管理を終結させたときには、中華民国に返還されるべきであると主張している。

また、1971 年 12 月の中国の外交部声明では、 尖閣諸島は昔からの中国の領土である。 明の時代には倭寇に対する明朝の海上防衛区域内に入っており、当時の琉球の一部ではなく、中国の台湾の付属島嶼であった、 尖閣諸島を日清戦争を通じて日本が掠め取った。 さらに、日本政府は当時の清朝政府に圧力をかけ、1895 年 4 月、台湾とそのすべての付属 島嶼及び澎湖列島の割譲という不平等条約、すなわち馬関条約(下関条約)に調印させた、

台湾の付属島嶼である尖閣諸島に対して第二次世界大戦後に米国が施政権を有していると宣言したことは不法である、 日米両国政府が沖縄返還協定で尖閣諸島を日本への返還区域に組み入れたことは不法である、 中国人民は台湾を必ず解放する。また、尖閣諸島などの台湾に付属する島嶼を必ず回復する、と主張している。

なお、1978 年 10 月に日中平和友好条約の批准書交換のために来日した中国の鄧小平副総理(当時)は、日本記者クラブでの記者会見で、尖閣諸島の問題について、「国交正常化の際、双方はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉の際も同じくこの問題に触れないことで一致した。こういう問題は一時棚上げしても構わないと思う。我々の世代の人間は知恵が足りない。次の世代は我々よりももっと知恵があろう。その時はみんなが受け入れられるいい解決を見いだせるだろう」と発言して、尖閣問題棚上げ論を表明した。中国側は、1972 年の日中国交正常化交渉や 1978 年の日中平和友好条約の締結交渉において、尖閣問題は棚上げにすることが約束されたとの見解を示しているが、日本政府は「日中間に解決すべき領有権問題は存在しない」として、「棚上げの約束は存在しない」と否定している¹³。

4. 尖閣諸島の領有権に関する日本政府の見解4

尖閣諸島の領有権に関する日本政府の基本的立場は、前述のとおり、「尖閣諸島が日本 固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、中国を含む他の国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」というものである。

¹² 尖閣諸島について、台湾外交部の声明では「釣魚台列嶼」、中国外交部の声明では「釣魚島などの島嶼」と称しているが、本稿では、台湾又は中国の主張を記述する際にも日本側の呼称である「尖閣諸島」を用いる。

¹³ 日本政府は、従来から、尖閣問題で棚上げの約束が行われたとの事実を否定している。直近の例では、「衆議院議員河井克行君提出一九七八年一〇月二五日の鄧小平・中華人民共和国副総理の日本記者クラブ内外記者会見での尖閣諸島に係わる発言に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質176第69号、平22.10.26)。

¹⁴ 日本政府の基本的見解は、外務省ホームページに掲載されている「尖閣諸島の領有権についての基本見解」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html 及び「尖閣諸島に関するQ&A」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html で確認できる。

その上で、中国及び台湾の領有権の主張に対しては、「従来、中国政府及び台湾当局が いわゆる歴史的、地理的乃至地質的根拠等として挙げている諸点は、いずれも尖閣諸島に 対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とは言えない」としてい る。具体的には、 日本は 1885 年以降沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現 地調査を行い、尖閣諸島が単に無人島であるだけでなく、清国を含むどの国の支配も及ん でいないことを慎重に確認した上で、1895年に沖縄県編入を行ったものである。1970年以 降になって、中国又は台湾は、尖閣諸島は元々中国の領土であったとして種々議論してい るが、これらは、いずれも当時中国が尖閣諸島を国際法上有効に領有していたことを立証 し得るものではない¹⁵、 日本が尖閣諸島を領土に編入したのは 1895 年 1 月の閣議におい てであり、日本が台湾及びその付属島嶼を譲り受けたのは 1895 年 4 月に調印された日清講 和条約(下関条約)によるものである。よって、尖閣諸島の日本領有は日清戦争の講和の 結果とは関係ない、 1895年の沖縄県編入以来、尖閣諸島は南西諸島の一部を構成するも のであり、台湾及びその付属島嶼には含まれない。 したがって尖閣諸島は、サンフランシ スコ平和条約第2条(b)16に基づき日本が放棄した領土には含まれず、同条約第3条¹⁷に基 づいて、南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、沖縄返還協定によって日本に施政 権が返還された地域に含まれている"、 中国又は台湾が従来尖閣諸島を中国の領土と考 えていなかったことは、戦後、サンフランシスコ平和条約に基づき米国の施政下に置かれ た地域に尖閣諸島が含まれていた事実に対し、何ら異議を唱えなかったことからも明らか であり、中国も台湾も 1970 年後半に東シナ海の石油開発の動きが表面化するに及び初めて 尖閣諸島の領有権を問題とするに至った、との趣旨の反論・主張がなされている(日中双 方の主張を対比させたものとして表 1 参照)。

また、中国及び台湾が以前は尖閣諸島を日本領と認めていたことの証拠として、 1920年5月に当時の中華民国駐長崎領事から福建省の漁民が尖閣諸島に遭難した件について発出された感謝状においては、「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」との記載が見られること、 1953年1月8日の人民日報記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」においては、琉球諸島は尖閣諸島を含む7組の島嶼からなる旨の記載があること、 1960年に中国で発行された中国世界地図集では、尖閣諸島が沖縄に属するものとして扱われていることなども指摘されている。

¹⁵ 歴史的に尖閣諸島が中国の領土であり、台湾の付属島嶼であったとの中国・台湾側の主張に対しては、日本の研究者などからも様々な反論が示されている。日本への領土編入以前の問題も含め、尖閣諸島の領有権に関する日中両国の見解を比較し、検討を加えた論文として、濱川今日子「尖閣諸島の領有をめぐる論点 - 日中両国の見解を中心に - 」『調査と情報 - ISSUE BRIEF - 』565 号 (2007.2.28)がある。

^{16 「}日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定している。

^{17 「}日本国は、北緯 29 度以南の南西諸島 (琉球諸島及び大東諸島を含む。)、孀婦岩の南の南方諸島 (小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」と規定している。

¹⁸ 米国の施政下に置かれていた当時の尖閣諸島の法的地位について、日本政府は、「尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還されるまでは、日本が尖閣諸島に対して直接支配を及ぼすことはできなかったが、尖閣諸島が日本の領土であって、サンフランシスコ平和条約によって米国が施政権の行使を認められていたことを除いては、いかなる第三国もこれに対して権利を有しないという同諸島の法的地位は、琉球列島米国民政府及び琉球政府による有効な支配を通じて確保されていた」としている。

(表1) 尖閣諸島の領有権に関する日中双方の主な主張(注1)

	日本	中 国(注2)
基本的立場	尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、中国を含む他の国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。	尖閣諸島(注3)は中国固有の領土であり、日本による領有は認められない。 中国は台湾を必ず解放する。また、尖閣諸島などの台湾に付属する島嶼を必ず回復する。
日本による領土編 入以前の地位	いずれの国の支配も及んでいない 無主の土地であった。	古来、中国の領土(台湾の付属島嶼)であった。
日本による領土編入の評価	1885年から現地調査等を行い、無主地であることを確認した上で、1895年1月の閣議決定で領土編入したものであり、日清戦争の講和の結果とは関係ない。領土編入後は沖縄県の一部として扱われ、台湾総督府の管轄区域に入ったことはない。	尖閣諸島を日清戦争を通じて日本が 掠め取った。さらに、日本政府は当時 の清朝政府に圧力をかけ、1895年4 月、台湾とそのすべての付属島嶼及び 澎湖列島の割譲という不平等条約、す なわち下関条約に調印させた。
第二次世界大戦の 戦後処理	サンフランシスコ平和条約第3条 に基づき、尖閣諸島は南西諸島の一 部として米国の施政下に置かれた。	台湾の付属島嶼である尖閣諸島に対 して米国が施政権を有していると宣 言したことは不法である。
沖縄返還協定の評価	沖縄返還協定に基づき、1972 年 5 月 に沖縄の一部として尖閣諸島の施 政権は日本に返還された。	日米両国政府が沖縄返還協定で尖閣 諸島を日本への返還区域に組み入れ たことは不法である。
領有権主張の時期	中国が従来尖閣諸島を中国の領土と考えていなかったことは、戦後、 米国の施政下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれていた事実に対し、 東シナ海の石油開発の動きが表面 化する 1970 年代に至るまで何ら異 議を唱えなかったことからも明ら かである。	(中国政府が尖閣諸島の領有権主 張を公式声明の形で明らかにしたの は、1971 年 12 月の中国外交部声明が 初めてである。)
領有権問題の棚上げ約束の有無	日中間に解決すべき領有権の問題 は存在せず、尖閣問題で棚上げの約 束が行われた事実はない。	1972 年の日中国交正常化交渉や 1978 年の日中平和友好条約締結交渉にお いて、尖閣諸島の領有権問題の棚上げ が日中間で約束された。

⁽注1) 本表では、台湾当局の主張は省略し、日本政府と中華人民共和国(中国)政府の見解を対比させた。

(出所)筆者作成

⁽注2) 1971年12月の中国外交部声明や1978年10月の鄧小平氏の記者会見での発言などによる。

⁽注3) 尖閣諸島について、1971 年 12 月の中国外交部声明などでは「釣魚島などの島嶼」と称しているが、 本表では、中国側の主張を記載する際にも日本側の呼称である「尖閣諸島」を用いた。

5. 尖閣問題に対する米国の立場

沖縄返還が現実味を帯びてきた 1970 年 9 月、マクロスキー米国務省報道官(当時)は、「もし尖閣諸島に関する主権の所在をめぐる紛争が生じた場合、米国はいかなる立場を取るか」との質問を受け、「主権の所在について対立がある場合は、関係当事者間で解決されるべき事柄だ」と語った。米国は、その後も折に触れて、尖閣諸島の領有権については、最終的に判断する立場にはなく、領有権をめぐる対立が存在するならば、関係当事者間の平和的な解決を期待するとの中立的な立場を示してきており、オバマ現政権の下でも、クローリー国務省報道官は同様の見解を表明している¹⁹。

一方で、米国は、「尖閣諸島は1972年の沖縄返還以来、日本政府の施政下にある。日米安保条約第5条は日本の施政下にある領域に適用される」との見解を示し、尖閣諸島が第三国に攻撃された場合、日米が共同で防衛に当たることを規定する日米安保条約第5条が適用されることを認めている²⁰。

この点について、最近では、2010年9月7日に尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件が発生し、日中関係が緊迫化した中、同月23日にニューヨークで開催された前原外相とクリントン国務長官との日米外相会談において確認されている。また、10月27日(日本時間では28日)にホノルルで開催された日米外相会談後の共同記者会見においても、クリントン長官は尖閣諸島が日米安保条約第5条の適用対象になると改めて明言した。さらに同月30日にハノイで行われた米中外相会談において、クリントン長官は、中国側に対しても、米国が尖閣諸島を日米安保条約の適用対象とみなしていると通告したと報じられている²¹。

6. 尖閣諸島をめぐる最近の動き

(1)中国による領土・領海に関する法律の整備

1990 年代以降、中国は、国家戦略の一環として海洋戦略を推進してきており、1992 年2月には「領海法及び隣接区域法」を制定し、その中では、中国の領土に尖閣諸島が含まれると初めて明示的に規定された²²。また、1998 年6月には「専管経済区及び大陸棚法」を制定し、大陸棚自然延長の原則を確認することなどにより、中国大陸周辺海域での資源開発・経済活動を保護する動きを強化してきている。

加えて、国境防衛措置も強化してきており、1997 年 3 月に制定された「国防法」では、 国境防衛と海上防衛、航空防衛を一体のものとしてとらえ、国がそのための基盤整備を講 じ、具体的な防衛任務は中央軍事委員会により統括される旨が規定された。さらに 2010 年 3 月に施行された「海島保護法」では、領土保全との関係では、無人島に対する国の所

^{19 『}東京新聞』(平22.9.24)

²⁰ 日米安保条約第5条前段では「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する 武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従っ て共通の危険に対処するように行動することを宣言する」と規定している。

^{21 『}東京新聞』(平22.10.31)

²² 同法の第2条第2項では「中華人民共和国の陸地領土には、中華人民共和国の大陸及びその沿海の島嶼、台湾及び釣魚島を含むその附属諸島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島その他のすべての中華人民共和国に属する島嶼が含まれる」と規定している。

有権行使、領海基点に存在する島や国防用途の島に対する特別な保護等が掲げられている。

(2)保釣運動の高まりと尖閣諸島周辺での事件・事故

1996年7月、日本は国連海洋法条約の締約国となり、200海里の排他的経済水域を設定したが、台湾側では、尖閣諸島周辺海域での漁業活動に影響が出るとして反発が高まった。また、同月、日本の政治団体が尖閣諸島の北小島に灯台を建設すると、それに対する抗議運動が台湾、香港等で高まり、それ以降、「保釣運動」という名での領有権主張の実力行使がたびたび行われるようになった。

同年9月には、香港の活動家を乗せた船舶が尖閣諸島の領海内に侵入し、活動家数人が海に飛び込み、うち1人が死亡するという事故が発生した。また、翌10月には、台湾・香港等の活動家が乗船する49隻の小型船舶が尖閣諸島に接近し、そのうち41隻が領海内に侵入するとともに、4人が魚釣島に上陸するという事態が発生した。

最近では、2004年3月、中国の活動家を乗せた船舶が領海内に侵入し、小型手漕ぎボート2隻を使用して7人の活動家が魚釣島に上陸した。警察はこれらの活動家を不法入国で逮捕したが、送検は見送られ、全員、強制退去処分となった。

2007 年 10 月には、中国の活動家を乗せた船舶が領海内に侵入し、海上保安庁の巡視船が退去警告を発し、放水による排除活動を行うという事案が発生した。

また、2008年6月には、尖閣諸島周辺領海内で台湾の遊漁船と海上保安庁の巡視船が接触し、遊漁船が沈没する事故が発生した。この事故を受けて、台湾では、対日抗議の声が高まり、台湾の活動家の民間船と海巡署(日本の海上保安庁に相当)の巡視船が「主権誇示」のため尖閣諸島の領海内に侵入する事態となったほか、駐日代表を召還する措置もとられた。その後、海上保安庁は、衝突事故は巡視船側にも過失があったことを認めて謝罪し、遊漁船船長に事故の賠償金を支払った。

その後、台湾当局は、尖閣諸島の主権問題を棚上げし、周辺海域の共同開発を行うこと などを提案している。

なお、2008 年 12 月には、中国の海洋調査船「海監 46 号」と「海監 51 号」の 2 隻が尖閣諸島の領海内に侵入し、国際法上認められない航行(徘徊・漂泊)を行っていたことから海上保安庁の巡視船が退去要求等を行い、領海外に退去させるという事案が起きた。この時期に中国の公船によって領海侵入が行われたことは、新たな展開として注目された。

(3)日本側の動き

1996年以降の香港・台湾の活動家等による保釣運動の高まりとそれに対抗する形での日本の政治団体等による尖閣諸島への強行上陸などの動きもあり、前述のとおり、日本政府は、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理を目的として、2002年4月から魚釣島、北小島及び南小島を賃借し、直接管理を行うこととなった。

また、2005年2月には、政治団体が魚釣島に建設した灯台の所有権を放棄したことに伴い、日本政府がこれを国有化し、海上保安庁が航路標識法に基づく所管航路標識として管理することとなった。

(表2) 尖閣諸島をめぐる主な動き

- 1895年 1月 日本政府が尖閣諸島を領土に編入することを閣議決定
 - 4月 日清戦争の講和条約(下関条約)が調印され、清は台湾、澎湖諸島等を日本に割譲
- 1896年 9月 日本政府が尖閣諸島の4島(魚釣島、久場島、北小島、南小島)の古賀辰四郎氏への30年 の無償貸与を許可
- 1932年 日本政府が4島を古賀善次氏(辰四郎氏の子息)に対し有償で払い下げ
- 1940年頃 古賀氏が尖閣諸島での事業から撤退(同諸島は無人島に)
- 1945年 8月 第二次世界大戦における日本敗戦 (ポツダム宣言受諾)
- 1946年 1月 「連合軍最高司令部訓令(SCAPIN)」第677号により、尖閣諸島を含む南西諸島が米軍の直接管理下に入る
- 1952年 4月 サンフランシスコ平和条約が発効し、日本は独立を回復するが、同条約第3条により、尖 閣諸島を含む北緯29度以南の南西諸島は米国の施政下に入る
- 1968年 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)が東シナ海域一帯の海洋調査を実施、その後、 同海域の海底には石油・ガス田が存在する可能性が高いことが指摘される
- 1971年 6月 中華民国(台湾)が外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を公式に主張
 - 12月 中華人民共和国(中国)が外交部声明という形で尖閣諸島の領有権を公式に主張
- 1972年 5月 沖縄返還協定に基づき、沖縄の一部として尖閣諸島の施政権が日本に返還 日米合同委員会で久場島と大正島を射爆撃場として米軍提供施設とすることに合意
 - 9月 日中共同声明により日中国交正常化
- 1978年 4月 約100隻の中国漁船が尖閣諸島に接近し、領海内操業を行う事態が発生
 - 8月 日中両国政府が日中平和友好条約に調印 日本の政治団体が魚釣島に「灯台」を建設(88年にも新たな「灯台」を魚釣島に建設)
 - 10月 来日した鄧小平副総理(当時)が記者会見で尖閣問題の棚上げ論を表明
- 1979年 日本政府が魚釣島への仮ヘリポート建設に着手するが、中国政府からの中止の申入れを受けて、建設を中止(建設中の施設は撤去)
- 1992年 2月 中国が「領海法及び接続区域法」を制定、尖閣諸島を中国領と明記
- 1996年 7月 日本の政治団体が北小島に「灯台」を建設
 - 日本に対して国連海洋法条約が発効(中国に対しても同年発効)、日本政府は日本周辺海域に排他的経済水域を設定
 - 9月 香港の活動家による抗議船が尖閣諸島の領海内に侵入、5人が海に飛び込み1人死亡
- 1997年 5月 西村眞悟衆議院議員(当時)が国会議員として初めて尖閣諸島に上陸
- 2002年 4月 魚釣島、北小島、南小島について日本政府が賃借し、直接管理することとなる(米軍の射 爆撃場である久場島は1972年より日本政府が賃借、大正島は国有地)
- 2004年 3月 7人の中国人活動家が海上保安庁の隙を突いて魚釣島に上陸。警察は7人を不法入国で逮捕したが、送検は見送られ、強制退去処分となる
- 2005年 2月 政治団体が魚釣島に建設した灯台の所有権を放棄。日本政府はこれを国有化して海上保安 庁が保守・管理すると発表
- 2008年 6月 尖閣諸島周辺領海内で台湾の遊漁船と海保巡視船が接触し、遊漁船が沈没する事故が発生。台湾の巡視船が「主権誇示」のため尖閣諸島周辺領海内に侵入する事態等に発展。その後、海保は、衝突事故に巡視船側にも過失があったと認めて謝罪、賠償に応じる
- 2010年 9月 尖閣諸島周辺領海内で中国漁船による海保巡視船への衝突事件が発生(7日)。中国漁船 の船長は逮捕・送検されるが、中国側は船長の即時釈放を求めて、様々な対抗措置を実 施。那覇地検は船長を処分保留で釈放(25日)

(出所)筆者作成

おわりに

こうした動きの中、2010年9月7日に発生したのが尖閣諸島周辺領海内における中国漁船による海上保安庁巡視船への衝突事件であった。本事件については、逮捕された中国漁船の船長が処分保留で釈放されたことや、非公開とされていた衝突時のビデオ映像が海上保安庁職員の行為によってネット上に流出したことなどをめぐり、日本政府の対応について様々な議論がなされている。他方、船長の即時無条件釈放を要求して、日本に様々な圧力をかけてきた中国政府の対応についても、日本のみならず国際的に議論を呼ぶものとなり、多くの国で対中警戒感を強めることとなった²³。

中国の外交には「韜光養晦(とうこうようかい)」という言葉がある。自分の弱いときはできるだけ頭を下げ、強くなるまでじっと待てという意味で、鄧小平氏の遺訓であるとされる。1989年の天安門事件以降、この考え方に基づく国際協調の外交が続いてきた。しかし、2008年8月の北京五輪の成功に続き、10月のリーマン・ショック後の金融危機で先進国の経済停滞が深刻化する中、中国経済は相対的には順調に推移して国際的な影響力を増し、さらに2010年にはGDPで日本を抜いて世界第2位の経済大国となるということで、大国にふさわしい新たな外交を求める議論が中国国内で高まっていると言われている。今回の 尖閣問題での中国の強硬な姿勢は、こうした議論が影響したものとの指摘もある²⁴。

東アジアで日本から中国へのパワーシフトが起こりつつある中、自己主張を強め、非妥協的になる可能性がある中国に対して、尖閣問題を始めとする両国の懸案事項について、 日本は今後どのように対応していくべきか、日米同盟の在り方等も含めて十分な検討を行い、より戦略的に対中外交を推進していく必要があろう。

²³ これまでに中国側により取られた対日措置の例としては、東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉の「延期」発表(9月11日)、日中議会交流委員会(全人代副委員長来日)の延期発表(9月13日)、中国外交部「強烈な反撃措置をとる」旨をホームページに発表(9月19日)、上海万博への日本青年1千名派遣事業の延期通告(9月19日、その後の中国側からの再提案を受け、10月27日~30日に実施)、海上自衛隊遠洋練習航海部隊の中国寄港の延期通告(10月10日、海自遠洋練習航海部隊は中国に寄港せず、10月28日に帰国)、「河南日本週間」(10月22日~31日)の延期発表(10月17日)などがある。また、中国政府は尖閣問題との関係を否定しているが、9月20日には、中国河北省においてフジタと現地法人の日本人社員4人が軍事施設立入り容疑で中国当局によって拘束された(9月30日に3人釈放、10月9日に残り1人釈放)。さらに、9月21日以降は、中国における輸出許可証手続や税関検査の厳格化によりレアアース(希土類)の対日輸出が停滞する事態となった(中国政府は対日輸出停止措置を否定)。

²⁴ 国分良成「日中は『戦略的互恵関係』に戻れ」『毎日新聞』(平22.10.2)